## 優良な営業者への優遇措置

## 特例風俗営業者の認定

風営適正化法では、公安委員会は、過去10年以内に風営 適正法に基づく処分を受けたことがないなどの基準に該当する 風俗営業者を、その申請により、特例風俗営業者として認定す ることができることとしている。

## 特例風俗営業者には、

- 営業所の構造及び設備の変更は、事後の届出で可 (本来は事前承認が必要)
- 管理者に対する二回目以降の定期講習を免除
- 許可証の掲示に代えてマル優マークの認定証を掲示 の特例措置が設けられている。

